

平成31年1月29日被告学園訴訟

一覧表(その2)原告Aからの損害賠償請求

原告Aの主張	訴訟	被告学園の主張	訴訟
第7 不当解雇に基づく損害賠償請求について		第7 不当解雇に基づく損害賠償請求について	
第1 本件懲戒解雇処分による原告の研究上の不利益(準備書面(8)4~5頁)		第1 本件懲戒解雇処分による原告への研究上の不利益 いすれも本件懲戒解雇処分に伴うものであり、特別の不利益ということはできない。また、原告Aは、甲1 5、甲1 8を提出しているのみであり、その主張事実を証するための客観的な証拠は他に提出していない。	甲1 6 乙4 6 乙7 9 乙8 0 乙8 1 乙8 2 乙2 5
・研究・発表に関する不利益 ・原告は、本件懲戒解雇によって大学教授としての地位を奪われ、研究環境を奪われた。研究計画士大幅に遅れ、論文発表は著しく困難になっている。その間に他の研究者からの先行研究が発表されてしまうおそれもある。 ・「ソーシャルビジネス」は比較的新しい研究・実践テーマである。本件解雇によって研究者にとって不可欠な最新の研究に触れることができなくなってしまった。 ・学会に参加しても、原告を避けようとする研究者も多く、自由な討議や意見交換の輪に加わりにくい。学会に参加するためには学会費、旅費、宿泊費その他の費用を捻出することが困難である。 ・本件解雇時点で原告は6つの学会に所属していたが(甲1 5の1頁【所属学会】欄参照)、上記の理由から、これまでに「日本地政学会」と「日本公共選択学会」を脱落せざるを得なくなってしまった。		1 研究・発表に関する不利益 否認又は不知。 本件懲戒解雇によって最新の研究に触れることができなくなったとする因果関係は不明である。学会費、旅費、宿泊費その他の費用を捻出することが困難であるとする根拠も不自然である。原告Aは、被告学園に採用された平成17年4月1日以降、解雇される平成28年7月11日まで、賞与も含め合計1億3502万3854円の給与等の支給を受けしており、これは極めて多額である。一般的には賞賛が十分にあるものと考えるのが自然である。また、平成28年7月8日と19日には、28年度1年分の賞与合計金450万3670円も支給されている。さらには、これを裏付けるように、原告Aから賞金仮払いの申立てもされなかった。 本件解雇によって、平成28年度以降、いきなり、学会費、旅費、宿泊費その他の費用程度の捻出が困難になったとは信じ難い。他の4つの学会は維持し、2つの学会を脱落というのが、学会費等の捻出ができないためであるとするのも極めて不自然である。	
・研究費に関する不利益 ・給与や一時金が支給されなくなり、年間6.5万円の個人研究費を受けられず、さらに日本学术振興会の科学研究費補助金の申請資格も失つてしまつたために、日本と韓国におけるフィールドワークによって、現場のインタビュー及び第1次資料を収集することができなくなつた。 ・平成28年度乙大学特定研究助成費(共同研究)の額度を受かぬ措置も採られていた「融合安全保障論の再構築と社会の安定・安全に関する研究(共同研究)」は、主要メンバーたる原告を失つたため継続不能となり、共同研究者の研究を含めて中断せざるを得なくなつた。また、日本の地域社会の発展に貢献する「レジリエンスの考え方に基づいたBCP(事業継続)の実効性に関する研究(共同研究)」に対し公益財団法人トヨタ財團の助成金交付の権限を受けるための予備的研究に着手していたが、この研究も中断せざつた。		2 研究費に関する不利益 否認又は不知。 被告学園から支給される個人研究費が年間6.5万円であることを前提とするが、平成30年4月以降は、同研究費は廃止されている。 原告A主張のトヨタ財團の補助金の取得ができなくなったことを証する証拠はない。 確かに、原告Aも特定研究助成費(共同研究A)の支給対象となっていたが、平成28年7月11日までに執行されていなかつた。共同研究は、その代表者がMで、原告A、S、T、U及びRが共同研究員である。	
第2 「社会起業家育成プログラム」の崩壊(準備書面(8)6~7頁) ・原告は乙大学大学院経済学研究科総合政策学専攻において、平成25年から準備を進め、平成27年度に大学院における正規のカリキュラムとして「社会起業家育成プログラム」が確立した。 ・この社会起業家育成プログラムは東海地区唯一の先進的研究・教育拠点となるものであつた。本件解雇処分後、被告学園は当プログラムを閉じるとし、院生募集を停止してしまつた。原告は全ての客員教員に対して面談に努め、多くの客員教員を回り、事情の説明に努めた。その結果、原告は他の教授や客員教員らと一緒に、大学院生達との共同研究を進める機会を失つてしまつことになり、このことは原告の研究生活にも大きな打撃となつた。 ・本件懲戒解雇では、金員詐取等や刑事罰相当行為があつたかの解雇理由を掲げる等して原告の研究者・教育者としての社会的評価を矮めている。(訴状32頁)特に、原告が学会やソーシャルビジネス関連業界で失つた社会的信用はとても大きい。その結果、これまでの研究仲間達との共同研究や、ソーシャルビジネスの現場で働く方々との共同プロジェクトができなくなつてゐる。本件懲戒解雇後、行政や学会の各種委員会に有識者として参加し社会貢献できる機会はなくなつた。		第2 社会起業家育成プログラムの崩壊 否認又不知。 同プログラムは、原告Aのものではない。被告学園の企画したカリキュラムであり、社会起業家育成のために資するとの方針のもとに創立されたものであつて、原告Aによって運営したものではない。被告学園はM専攻長とともに、被告学園の大学院を挙げて取り組んだ結果、外部教員を招聘することができたものである。院生の募集を停止したのは、本件懲戒解雇とは全く関係がない。既に院生の応募が絶えていたために停止する旨決定したものである。 被告学園は、原告Aと雇用関係が終了したことを理由に、外部教員及び大学院生に対して講じるべき適切な措置を取つた。このことは、原告Aのゼミを履修していた大学院生2名(V・W)と被告学園との訴訟(甲16)において、被告学園の答弁書に記載のとおりである。この訴訟では、同院生達が被告学園に損害賠償を求めるところにつき理由がなく失当である旨争つた(乙4 6、乙7 9)が、平成30年2月8日、同院生達の各請求をいずれも棄却する旨の判決(乙8 0)が言い渡され、被告学園の勝訴となつた。このことは、名古屋高裁でも維持され(乙8 1)、平成30年7月27日確定した(乙8 2)。 被告学園は、原告Aに対する懲戒規程に定める懲戒解雇事由を記載したにすぎず、他に悪意等はない。	

第3 大学教育上の原告の不利益（準備書面）(8) 7~11頁

- ・本件懲戒解雇処分が発せられた平成28年度春学期に原告Aが乙大学と大学院で担当していた授業は、実に8つもの授業に及ぶ。同年度秋学期には、7つものの開講が予定されていたが、これ以降の授業ができなくなった。
  - ・原告にとって、学生らが授業やゼミ、学生と共にを行う各種プロジェクト等を通じ、人が変わったように前向きになり問題に取り組む勇気や力をもつようになる姿を見ることほど喜びはない。そして原告は、このような学生を育てることが未来の社会をよくしてゆく基礎であると考え、大学教員は意義ある仕事だと考えてきた。しかし大学教授としての地位を失い、教育の場を奪われた。
  - ・原告という指導者を失ったゼミでは、自主的なサークル「共育クラブ」を結成し、サークル顧問である乙大学総合政策学部教授とも面談を行った上で、原告による公式の指導が受けられない不利益を補うために、原告をサークルに迎えて指導を受けたいとした。原告はこれに応じた。もちろん無償である。このように懲戒解雇処分を受けてからも、原告は、学生たちの要請に応え、学外の喫茶店やコミュニティセンター（有料）等で、夏休み中を含め学生らの自主的活動への援助を惜しまなかつた。
  - ・大学における教育こそは原告Aの生涯の生きがいである。本件懲戒解雇処分によって原告が受けた教育上の不利益は著しい。学生の学習する権利を踏みにじる被告学園の対応は反教育的である。

第4 「憲成」自体の不利益（準備書面（8）12～14頁）

- ・原告が学会やソーシャルビジネス関連業界で失った社会的信用はとても大きい。懲戒解雇された者という肩書きから、原告との社会的関係を控えようとする者は多い。裁判が終わる時までは原告と共同作業を行うことはできないと明言する者も多い。
  - ・これまでの研究仲間達との共同研究や、ソーシャルビジネスの現場で働く方々との共同プロジェクトができなくなっている。本件懲戒解雇後、行政や学会の各種委員会に有識者として参加し社会貢献できる機会は一回もなくなつた。
  - ・健康被害も大きい。平成27年末以降、原告は被告学園の理事や専任教員により度重なる圧力を受け、パワー・ハラスメントをされていると感じていた。さらに平成28年2月末からは、被告学園の無名調査委員会による原告への不正当な圧力や学部長を辞退せよとの脅迫等により、強い心理的圧迫に追い込まれていた（訴状8頁以下、同16頁以下、甲18等）。その結果、平成28年7月には肺結核を受診し神経安定剤や眠薬などの薬を服用することになる。
  - ・また、懲戒解雇処分によって原告の両親等が受けた心理的ショックの被害は甚だしい。日本が生活拠点となっている原告の生計や将来について危惧していた原告の父親は遂に平成28年10月に駆逐中で倒れ、現在も意識が回復しないまま治療を続けている。原告の母親は平成29年1月に重度の認知症と診断され、現在治療を受け続いている。このように連續的に起きた家族の健康状況のために、原告は平成28年の10月以降は3ヶ月に2回程度、両親の介護のために日本と韓国を往来している。
  - ・本件懲戒解雇では、金員詐取等や刑事罰相当行為があつたかの解雇理由を掲げる等して原告の研究者・教育者としての社会的評価を矮めている。（訴状32頁）

第5　まとめ（準備書面（8）14頁）

- ・大学教員の研究・教育活動は生涯を通じて遂行、発展させてゆく専門業務である。前述のように、原告は本件懲戒解雇处分によって研究上の不利益、教育上の不利益、学者キャリア上の不利益、社会生活上の不利益、健康上の不利益、家族関係にも及ぶ不利益を受けている。これら無形の損害は取り返しがつかないものはばかりである。取えて金銭をもって賠償するとすれば500万円をもってもなお少ないといわざるを得ない。

### 第3 大学教育上の原告の不利益

#### 第4 「憲政」 自体の不利益

否認又は不知。  
審成解雇処分を受けることは、社会的不名誉であることは争わない。しかし、原告Aは、本件監査成績優秀事由に該当する非道行為を行っていることは動かし難い事実である。本件審成解雇処分に伴う一定の不利益を受けることがあってもやむを得ない。

集5 時とめ

すべて否認し、法的主張は争う。

原告Aは、あたかも何らの懲戒事由に該当する行為が存在しないかのような前提で主張しているが、本件懲戒解雇処分事由に該当する行為を現に行っているのであり、内外研究員制度違反の事実、アメリカ・ハワイに渡航する意思であるのにこれを秘し、韓国・延世大学で研究に専従している旨詐い、その旨詐誤に陥っている被告学者の意思であるのにこれを秘し、韓国・延世大学で研究に専従している旨詐い、その旨詐誤に陥っている被告学者から在外研究員に支給される滞在費及び交通費並びに給与等合計金1257万8898円を詐取した事実、学園から在外研究員に支給される滞在費及び交通費並びに給与等合計金1257万8898円を詐取した事実、学園から在外研究員に支給される滞在費及び交通費並びに給与等合計金1257万8898円を詐取した事実、学園から在外研究員に支給される滞在費及び交通費並びに給与等合計金1257万8898円を詐取した事実、そのひとつを取り上げても、大学の教員として到底容認されるようなものではなく、むしろ、このこと自体をもって一定の社会評価が損なわれているものといえるから、本件懲戒解雇処分によって「原告Aへの研究上の不利益、教育上の不利益、社会生活上の不利益」が損なわれたと認めることはできない。原告Aの健康上の不利益キャリア上の不利益、社会生活上の不利益」が損なわれたと認めることはできない。原告Aの健康上の不利益

益は、相当因果関係を欠くものというべきである。  
なお、損害賠償額を500万円とするが、訴状で主張した300万円との関係が不明である。

#### 第6 被告学園の反論

1 原告Aの異議申出本は、本件懲戒解雇処分が違法・無効であることを前提とするところ、本件懲戒解雇処分には、客観的合理的理由があり、また、処分内容も社会通念上相当と認められるから、権利の濫用として違法・無効となることはない。

よって、原告Aのこの点の主張は、失当である。

2 被告学園において、本件懲戒解雇処分の前提事実となる職務事由に該当する事実に誤認はなく、原告Aの行為が本件懲戒解雇処分該当事由に当たると解することには相応の理由があるというべきであり、本件懲戒解雇処分に当たり、本件調査委員会及び審査委員会を経て、原告Aからの事実関係の調査及び弁明の手続の機会を設けており、原告Aに対し、充分な手続保障もしている。これらに鑑みれば、社会通念上著しく妥当性を欠き、数量的過剰・過度があるとは到底認められないから、本件懲戒解雇処分をもって、被告学園に故意又は過失に基づく不法行為に当たるとは認められず、被告学園には、不法行為責任は成立しない。

よって、原告Aのこの点の主張も失当である。

3 なお、仮に、本件懲戒解雇処分が違法・無効であっても、一般的には、地位確認請求と解雇時以降の賃金支払請求が認容され、その地位に基づく經濟的損失が補填されることにより、解雇に伴って通常生じる精神的苦痛は相当程度軽減され、これとは別に精神的損害やその他無形の損害についての補填を要する場合は少ないと解される。原告Aが主張する不利益や精神的苦痛等は、原職の地位があることが確認された場合であってもなお解消されないと見られる特段の事情は認められない。

よって、原告Aの本件懲戒解雇処分が違法・無効であることを理由として不法行為責任に基づく損害賠償請求は理由がない。

以上